様式第１号（第６条関係）

　　年　　月　　日

平田商工会議所

　会頭　石原俊太郎　　様

所在地

企業名

代表者

事業継続力強化アドバイザー派遣要請（同意）書

　　このことについて、事業継続力強化アドバイザー派遣を受けたいので別添書類を添付し申し込みます。

また、事業継続力強化アドバイザーの派遣を受けるにあたり、別記記載事項に関し同意いたします。

◆添付書類例◆（①、②は必須、③～④は必要に応じて）

①「事業計画書」（様式第２号）

②直近２期分の決算書

③創業後２年以内の場合のみ以下のいずれか

登記事項証明書（写し）、個人事業の開廃業届出書（写し）、

所得税の確定申告書（写し）等

④その他企業等概要がわかる資料（会社案内、パンフレットなど）

※各実施機関において必要な書類を設定する。

（別記）

１．本制度を利用するにあたり、平田商工会議所に提出する当社の企業・個人情報等を事業継続力強化アドバイザーに提供し授受、管理されること。

２．アドバイザーの派遣に関し、当社に損害が生じた場合において、平田商工会議所は責任を負わないこと。

３．派遣アドバイザーの助言等による支援の内容に関して、当社に損害が生じた場合において、派遣アドバイザーに故意又は重大な過失があると認められる場合を除いて、派遣アドバイザーはその責任を負わないこと。

４．派遣アドバイザーの助言等による成果の把握のために平田商工会議所が行う調査等に協力すること。

５．実施要領第４条第２項の規定（以下参照のこと）に該当する場合は本事業による派遣アドバイザーの派遣を取り消すこと。

※ 実施要領第４条第２項の各号

（１）島根県税の滞納がある場合。

（２）対象事業者等又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力である。反社会的勢力との関係を有している。また、反社会的勢力から出資等資金提供を受けている。

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務委託営業」を営む者。

６．実施要領第４条第３項の規定（以下参照のこと）に該当する場合は本事業による派遣アドバイザーの派遣を取り消す可能性があること。

※ 実施要領第４条第３項の各号

（１）税金や社会保険料が完納されていない

　　　（２）制度融資など公的機関からの借入金が約定どおり返済されていない

（３）民事再生法などの適用を申請中である

（４）事業計画について既借入先の金融機関の協力が得られていない

７．派遣アドバイザーが派遣先事業者との間に実施要領第９条第２項の規定（下記参照のこと）による関係があった場合には本事業による派遣を取り消すこと。

　　※ 実施要領第９条第２項に基づく関係

（１）派遣先事業者の代表者の４親等以内の親族である場合

（２）会社法第２条第４号に規定する親会社に在籍する者である場合

（３）会社法第２条第３号に規定する子会社に在籍する者である場合

（４）その他実施機関が不適切であると判断する場合